

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート
(所管部署自己判定)

		施設名		(芦田均記念館)	
チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	福知山市出身で、第1号名誉市民である芦田均元首相に関する資料を展示・保存・活用し、その功績を顕彰するとともに、地域文化の向上に寄与することを目的とする施設であることから指定管理者制度の導入が可能だと考える。 当施設は芦田均元首相の生家を内包している。その歴史的価値から保存、維持管理が必要であるため、公共施設として管理運営すべき施設である。 また、本施設の設置されている地域において、本施設での事業が地元住民の交流の場、地域活動の展示発表の場として機能していることから、公共施設として管理運営すべき施設であると考ええる。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	現在、地元住民を主体とする組織が指定管理者となり、イベントの開催や展示資料の充実を図るなど効果的な運営を行っている。 芦田均記念館は郷土の偉人を顕彰する施設であるとともに、地域文化の継承と発展を担う施設でもあることから、安定的で継続的な管理運営を行うには地元との協力が不可欠であり、地元自治会等と良好な関係を築き、連携を取りながら運営できる団体選定が必要である。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	△		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	△	△	当施設は入館料を無料としており、唯一の収入となる喫茶も収益目的ではなく、来館者への便益の供与を目的としており、大きな収益は見込めない。 芦田均元首相は全国的知名度としては低いが、憲法改正に深く関わるなど、その功績は高く評価されている。利用者数増加を図るには、認知度を高めるため情報発信を行う必要がある。指定管理者による管理運営を行うことで、民間団体ならではの多様な広報手法を活用することができる。また地元との連携により外部の有識者や関係機関等と広く関わりがあるため、より効果的に情報発信を行うことができると考える。そのため、市直営よりも地域に密着した柔軟なサービスを提供できると判断する。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	△		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(非公募) 【指導等内容】 ・施設の利用状況に応じた運営を行うこと ・利用者数の増加をめざした新たな取組を模索すること		○	(見直し等の場合時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

施設名

(福知山市民体育館、福知山市民運動場、北部地域多目的グラウンド)

チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 （公共施設としての必要性がある。）	○	○	市民体育館等は、市民からの利用需要が高く、市民スポーツ振興の中核的な施設として、利用者の年齢層も幅広く少年期のスポーツ活動から高齢者の健康づくりまで幅広く利用されている施設である。 市民がスポーツ活動に参加する機会の充実や活動支援の充実を図るための公の施設として、指定管理者による管理運営が妥当であると評価する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	本施設は、令和3年度より現在の管理者による管理運営を開始しており、また他市においても、スポーツ施設の管理運営には広く指定管理者制度が導入されており、同種のサービスを安定的に導入できる事業者が存在する。 これらの事業者は業務ノウハウやコスト管理に長けており、市の直営に比べて効率的かつ安定的な運営が期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	指定管理者制度を導入することで、管理運営に係る経費を抑制することができる。 市民のスポーツ活動の拠点である社会体育施設であり、利用料金が低額であるため、施設の収益性は低く、利用料金のみでの運営は困難である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募) 【指導等内容】 ・施設の特性を活かした自主事業を積極的に展開すること ・市民満足度の向上をめざすこと ・安心安全な施設の維持管理に努めること		○	(見直し等の場合時期について記載)

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

(所管部署自己判定)

		施設名		(長田野公園体育施設)	
チェック項目	判定項目	判定の視点	自己判定		判定理由等
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	長田野体育施設は、長田野工業団地内に位置し、利用者の年齢層も幅広く、長田野工業団地で勤務している者だけでなく、少年期のスポーツ活動から高齢者の健康づくりまで幅広く利用されている施設である。 市民がスポーツ活動に参加する機会の充実や活動支援の充実を図るための公の施設として、指定管理者による管理運営が妥当であると評価する。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	本施設は、令和3年度より現在の管理者による管理運営を開始しており、また他市においても、スポーツ施設の管理運営には広く指定管理者制度が導入されており、同種のサービスを安定的に導入できる事業者が存在する。 これらの事業者は業務ノウハウやコスト管理に長けており、市の直営に比べて効率的かつ安定的な運営が期待できる。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	指定管理者制度を導入することで、管理運営に係る経費を抑制することができる。 市民のスポーツ活動の拠点である社会体育施設であり、利用料金が低額であるため、利用料金のみでの運営は困難である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行なうことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		【判定結果】 指定管理者制度の導入を可とする(公募) 【指導等内容】 ・施設の継続した運営を心掛けること ・安心安全な施設の維持管理に努めること		○	(見直し等の場合時期について記載)